

平成26年度
第3回 加賀市健康福祉審議会子ども分科会 議事録
(第4回加賀市子ども・子育て会議)

日 時 平成26年08月27日(水)午後2時～4時15分

場 所 加賀市役所別館 302・303会議室

出席者 <会 長>近藤裕成氏

<委 員>河原廣子氏、宮林直樹氏、辻豊氏、堀井康子氏、酢谷恭子氏、常磐秀樹氏、
車佳代子氏、山口美幸氏、中村裕子氏、山本憲一氏(以上11名)

<事務局>高川市民部長、平井こども課長、中野こども課参事
吉野こども課長補佐、河嶋こども課長補佐

- 議 題
1. 利用定員(保育園、幼稚園、認定こども園)の設定について
 2. 「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(素案)の作成・審議について
 - ・施策の体系:現状と課題及び計画の内容等
 - ・施策の体系:ニーズ量に基づく「量の見込み・確保方策」
 3. 今後のスケジュールについて
 4. その他
-

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第3回加賀市健康福祉審議会子ども分科会を開催いたします。

本日は、公私ともにお忙しいところ、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、前回に引き続きまして、子ども・子育て支援事業計画の策定等に向けまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。それでは、市民部長からごあいさつを申し上げます。

(市民部長)

挨拶

(事務局)

それでは、お手元の会議次第に沿いまして、進行してまいりたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。座ってご説明いたします。

では、会議に入ります前に、事前にお配りしましたお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

(配布資料の確認)

それでは、加賀市健康福祉審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、会長が会議の議長となりますので、近藤会長会議の進行についてよろしくお願いをいたします。

(議長)

それでは、早速ですが、すでにお配りしております会議次第等に従いまして議事を進行してまいりたいと思います。本日の会議ですが、加賀市健康福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づきまして、委員20名中、現在は10名ですが、宮林さんが遅れてくるとのことですので、11名の出席ということにしまして、過半数に達しておりますので会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは利用定員の設定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、本件について、議題2「加賀市子ども・子育て支援事業計画」の作成・審議について、ニーズ量に基づく「量の見込み・確保方策」に関連があるとのことですので、その時に一括して質問等をお伺いしたいと思います。

それでは次に、議題2「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(素案)の作成・審議についての、現状と課題及び計画の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

先ほどは資料2と申し上げましたが、資料の表題、目次が抜けております。申し訳ございません。「第Ⅰ章 計画の策定にあたって」が資料2になりますので、よろしく願いいたします。

今回初めて、素案としてお示しをさせていただきました。今後、こちらの素案をベースに表現ぶりや校正、個別の事業等について、委員の皆様方からご意見をもらいながら、随時、修正や校正を行わせていただきたいと思いますと考えております。それから、肉付けを行っていく上で、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、「第Ⅰ章 計画の策定にあたって」についてでございます。計画策定の主旨でございます。

資料2(現状と課題及び計画の内容等)に基づき説明。

補足でございます。26ページ目の教育・保育の設定区域ですが、図を見ていただきますと数は6校区ですが、東和中学校区は、作見で1カ所、動橋・分校で1カ所となっています。これを東和中学校区に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

(議長)

事務局からの説明が終わりました。資料がたくさんありましたけれども、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。発言につきましては、マイクをお持ちしますので、挙手をお願いします。最初の方から見ていただきまして、「第Ⅰ章 計画の策定にあたって」何かありませんでしょうか。アンケートに関しましても、前にご説明にあったと思いますので。

(委員)

資料1の利用定員の設定についてのところで、表の下3つ目、※3ですが、特例給付とは何か1つ。再度で申し訳ないのですが、1号認定、2号認定、3号認定の分け方の定義があると思うんですが、教えていただき

いなと思います。

(事務局)

それでは資料1の特例給付について説明します。いろいろな施設や事業がありますが、例えば、離島だったり山奥の中で保育園とか幼稚園がありまして、保育園はあるけども幼稚園がない、お母さんが働いていなくて、1号認定の方が行くところがないので、保育園に入れてほしい。そういう緊急の場合には、特例で入れる。そのための給付が支給されるということです。加賀市においては、そういう対象はないと考えております。

1号認定、2号認定、3号認定ですが、1号というのは3歳以上で保育に欠けていない、要するに保育に必要なので、幼稚園や認定こども園に入ったりする児童をいいます。2号認定というのは、3歳から5歳までの保育に必要な児童で、前回での会議でもご説明しましたが、保育の必要な事由といたしまして、就労しているとか、妊婦さんだったり、休職中だったり、十分お示ししたと思いますが、そういった児童が2号認定となります。3号認定というのは、0歳から2歳の児童で、保育が必要なお子さんのことを言います。

(委員)

今のでだいたいわかったのですが、保育に欠ける、欠けないというのは、両親をいうのでしょうか。資料1の14ページに祖父母が子どもを見るところで約90%あります。おじいちゃん、おばあちゃんが面倒を見ていたら保育に欠ける、欠けない、どちらでしょうか。

(事務局)

先ほどは誤って説明してしまいましたが、26年度までは保育に欠ける理由で保育園に入っています。保育に欠ける場合は、おじいちゃん、おばあちゃんが家にいて子どもをみられるのなら、保育に欠けるということになりません。27年度からは必要ということになりまして、前回でもご説明いたしましたが、おじいちゃん、おばあちゃんの就労に関しましては優先順位となりまして、原則としては両親がみえます。

(委員)

再度確認ですがけれども、これまではおじいちゃん、おばあちゃんが面倒をみていれば保育に欠けない、27年度からはおじいちゃん、おばあちゃんが見ていても保育が必要になると。おじいちゃん、おばあちゃんがみていても、保育に欠けるということですね。

(事務局)

おじいちゃん、おばあちゃんが仕事をしていなくて家にいたとしても、保育園に入れますよということです。

(委員)

わかりました。

(議長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(委員)

難しいですね。同じく資料1ですけれども、「キッズランドいなみえん」さんが幼保になられるということで、1号認定の5名について教えてください。

(事務局)

「キッズランドいなみえん」は、幼保連携型認定こども園になるということを市の方が聞いております。幼保連携型認定こども園になりますと、1号認定、つまり保育が必要でないお子さんも入ってくるということで、1号認定に定員を割かれております。5名につきましては、保育園からの申請なので、どうして5名にしたかは詳しくは説明できません。

(委員)

今のとちょっと関係するんですけど、「キッズランドいなみえん」が幼保連携型認定こども園になるときに、5名の枠を取ったとしたら、みんなと一緒な保育をするということですか。

(事務局)

保育につきましては、認定こども園がいろいろすると思うのですが、私がほかの認定こども園を見学させていただいたときは、同じく保育をしておりました。

(委員)

保育に欠けないといったら、親がきっと幼稚園教育のようなものを希望した場合は「かが幼稚園」に行くと思うんですけど、「キッズランドいなみえん」でもやるよとなった場合に、親がほかの子と違う教育を希望した場合は「キッズランドいなみえん」はどうするのでしょうか。

(事務局)

幼保連携型認定こども園に関しましても、新しく教育要領、保育指針を併せ持った新しい要領が出ましたので、それに基づいて教育・保育をすると思います。

(委員)

園が単独でそういった特色を出していくということでしょうか。

(事務局)

そうだと思います。

(委員)

今の話に関連するんですけど、私は保育園なんです。保育園の現場としましたら、この幼保連携型に変わるか、変わらないか、迷っているところです。5年間猶予があるとお聞きしておりますので、加賀市では「キッズランドいなみえん」さんが先にしてくださるということで、実際されたところどうだったかをお聞きして、それから判断しようかなと思っています。

現場としては、例えば5人が4時間のお子さんと、1日6時間、8時間のお子さんと11時間預かるお子さんといういろいろなんですけど、5人だけをベースにするということはおそらくしません。そうすると2号認定の子どもさんと1号の方、午前中の教育・保育は一緒だと思います。私たちも、あなたはご飯食べないで帰るのか、食べて帰るのか、4時間でさようならか、あなたは今まで通り昼から4時までなのか、それにプラス延長時間の3段階になってくる、今のところ保育園は2段階ですね。だいたい4時にお迎えの方と、延長保育。さらにプラス午前中で帰るお子さん。現場としてはやりにくいと思うんです。今までの保育園でいくと。幼保連携型になったとき、子どもさんの中でもあの子は午前中で帰っていいとか、僕らは昼からやわとか、大変現場としては難しいです。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

27年度利用定員見込み表ですけど、今人数の少ない保育園もあると思うんですけど、継続的に27年度もそのまま運営していかれるということですよ。保育園を合併するとか、小規模に変えるとかは、市の方では考えていないのでしょうか。

(事務局)

保育園につきましては、新制度に対応するために設定しているものでございまして、加賀市の場合10人に満たない場合は、廃園、休園にすることとなっています。この子ども・子育て支援の新しい計画とは別に、保育園の統合や再編計画をさせていくつもりでございます。今の新制度では、設定しなければいけないので、そういう部分がございます。保育園の運営になりますと、別に考えていかなければいけないと思います。

(議長)

ほかにありますでしょうか。どうぞ。

(委員)

27年度の利用定員見込みで、定員はわかります。実際の加賀市の実人員はどのくらいですか。たぶんこれを下回っているのではないかと想像しているんですけど。

(事務局)

公立で言います。今年度の公立の定員は1,040くらいいますけれども4月現在で766人。私立は1,570人の定員のところ、1,499人です。

(委員)

そうすると合わせても2,200ちょっと。定員が2,600。もうすでに400。先ほどおっしゃられたように、統廃合というのは、もう必然的に話題になってくるんじゃないかなということと、プラス公立だけが統廃合をするのではなくて、民間を含めて、子どもさんがいないわけですから、そういう方向に流れているのではないかなという気がします。定員と比べて子どもが少ないと。

(事務局)

私立の保育園さんは、定員の規模によって保育実施費が違います。県は公立もそうだと思うんですけど、公立の運営費については地方交付税ですので、減らしてもあまり意味がありません。実際に公立の定員は1,040人です。ございますけれども、マックスでどれだけ入るかということになると、保育士さえそろえば加賀市は100%カバーできます。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

基本的な質問ですが、保育が必要だとか必要でないとか言われましたが、8時間労働の基準について前にあったと思うのですが、8時間に満たない場合、例えば4時間などのパートなどはどうですか。

(事務局)

2号認定、3号認定はそのままになります。保護者の就労時間が短い場合は、短時間保育というふうになります。短時間保育でも8時間の保育時間の保証はあります。

(議長)

ほかに何かございませんでしょうか。

(委員)

資料2の29ページの事業量の見込みのところ、中学校別で山代中学校区の0歳から5歳の保育園の対象となる子どもを見ますと、合計してみましたら減り方がすごいんです。山城中学校区、0歳から5歳までで、平成27年度は合計700人です。31年度を合計すると617人ということで、加賀市の中でも山代地区の減り方が特に激しいと思うんですけど、どうでしょうか。

(事務局)

詳細なものは持っていませんが、子どもに関してではなくて、市の全体の人口減のところから見ますと、減少率が大きいのは大聖寺・山代です。率にしますと、正確な数値は表を見なければわかりませんが、温泉場と言われるところは人口の減少が大きいと言われているので、そういうところも出ているのかもしれませんが。加賀市で人口が増えている地区は、湖北地区だけです。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

10ページの子育て短期支援事業についてお伺いしたいんですけど、②の延べ人数のところ、平成21年度にトワイライトの利用が98人いますが、次の年は0とか、2、2、8などの減り具合はどんな理由ですか。

(事務局)

平成21年度の延べ人数の数値が突出して大きく感じますが、コンパニオンをしているお母さんで金曜日の夜や土曜日の夜にショートステイやトワイライトをご利用されていた方がいらっしやいまして、実績なので影響しているものだと考えられます。今は、その方のご利用はありません。

(委員)

そういうお母さんはかえって安心だと思います。お金払ってても、子どもさんを預けて安全を守る。温泉を抱えている土地柄、そういう人が多いと思うんですよね。若くして子どもを産んで、昼も仕事しているけど夜も働いている若いお母さん。

ショートステイについてもお伺いしたいんですけど、例えば、17ページの病児・病後児保育にしても一番下にある、たった0.5%かもしれませんが、こういった制度があるにも関わらず、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」人がいらっしやる。その次のページにも、小学生の保護者のニーズ調査から、保護者の用事があって泊りがけで保護者が出かけると。その一番下に書いてあるんですけど、親族にみてもらうのが一番多いですが、7.2%の方が、仕方なく小学生だけで夜を過ごさせている。事業虐待とかで全国的に報道されているのを見ると、こういう時間帯に痛ましい事故・事件が起きているのではないかなと思います。こういった手当てをしていかなければならないときに、ショートステイやトワイライトが重要になってくると思います。親族にも預けられないし、知人にも預けられない公的なところできちんと見てもらえる、手当てしてもらえることが大事だと思います。21年度の98件というコンパニオンをしていらっしやるお母さんも立派だと思います。きちんと預けていかれてるので。そこから減っているし、25年度は8件しかない。25年の49件のショートステイについても、おそらく特定の方が何名か預けられているのかなと思ったんですけど。この辺の手当てをしていかないと、加賀市の方で痛ましい事件や事故が起こるかもしれないという危惧はしています。

(事務局)

ありがとうございます。委員のご意見でございますけれども、今後これについては痛ましい事故が起きないように、また市民の皆様や利用をしている皆様に積極的に広報ということも考えていただきますし、周知をしていき、計画の中で盛り込んでいきたいと思っております。

(議長)

確かに、周知だったり、大きい子も預けられるかわからなかったりするのではないかという気もします。

(委員)

今の件について、ファミリー・サポート・センターを運営しております「かもママ」ですが、こちらにも依頼が結構入りますが、1時間700円、800円となると本人の負担がとても多いので、最終的には「やっぱりいいです」というお断りも結構入ります。私たちは24時間対応しているので、お正月であろうが、お盆であろうがサポーターを

探して100%のニーズに対応しています。金銭的な応援がもう少し行政の方からあると、利用者の人も安心してトワイライトもそうですけど、今は夜間のお泊りもしていますけど、全額利用者の負担になるととてもすごい金額になるので、そのサポートを3分の1なり、半額なりにしていただければ、誰かの目が届いている状況を維持できるかなと思います。

(議長)

利用料金というのは一律ですか。

(委員)

どこのファミリー・サポート・センターも同じですけど、一律600円から700円、夜はプラス100円、土日もプラス100円とかになります。サポーターも1対1でつくので。

(委員)

今の件に関してなんですけど、以前、市の行政協議会の福井の方に行っていて、サポート体制の勉強に行ってきたんです。ある市なんですけど、行政がお金を援助して、気になっているのは14ページです。「祖父母等が子どもの面倒をみる」サポート役は健在とありますけれども、そのサポート役の祖父母に代わる形で、預けていく。その時にお金がネックになる。そしたら、そのお金の部分をサポートしていく。夜に限らず昼もですが、虐待も含めまして、子どもを育てやすくする、加賀市独自の対策をとっていかなければいけないかなと感じている。

(議長)

福井は出ているんですね。

(委員)

福井はお昼なんですけど、3人目が600円全額です。

(議長)

という情報がありますので、よろしくお願ひします。たくさんご意見がでましたが、ほかにありませんか。

(委員)

もう1ついいでしょうか。お母さんが就職されるときに、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃらない方は、面接のときに「お熱出たらどうするんですか」と雇用主に聞かれるそうなんです。このときに、「このゆびと一まれ」などの病児・病後児保育事業を言われるんですけど、「時間外、夜間とか残業の日や土日はどうするんですか」と言われたら、「ファミリー・サポート・センターに登録しています」と答えるそうなので、うちの登録に来られるんですけど、雇用の場合も必要性が求められているというか、おじいちゃん、おばあちゃんいらっしゃっても高齢の方もいますし、介護中の方もいらっしゃって、完全に預けられない方もいますので、お仕事している方へも、病児・病後児になるとさっきのお金プラス200円とかになるので、その支援というのも手厚くしていただけるといいかなと思います。

(委員)

ミスなのかわからないが、19ページの基本的な視点のところ、基本理念に以前の案が書かれていませんか。

(事務局)

19ページが一番上でございますね。次のページの20ページのものに差し替え忘れていませんか、事前に配った時に「地域で支える」をこちらの案として提示させていただいているので、直していただいています。実際、この部分も直させていただきます。

(委員)

それと、基本的な視点の(1)、(2)、(3)、(4)は、2回目でしたっけ、説明していただいたのは、今、議論してもよいのでしょうか。今気になったのは、(2)と(3)というのが、親が安心して子育てができる視点とサービス利用者の視点という点で、親が主語ですよね。その時に、親が育つという部分が、どこかに入ってきてもいいのかなというのを、聞きたいなと思います。サービスのなものの施策の部分が、施策の部分がクローズアップされていることを感じた面と、もう1つ別の話があります。

次の20ページなんですけれども、下から3行目の「気になる子の増加が懸念」が気になるなと思います。懸念という意味に排他的な意味はないのか私はわかりませんが、気になりました。

案のところですが、「地域で支える安心して子育てができる」の形がいいのか、「地域で支え合い安心して子育てができる」がいいのか、がちよとずつ気になった点です。

(委員)

「支える」だとなんか途切れるんですよね。「あう」か「あい」か。

(事務局)

語呂の面では、「地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち」の方がいいと思います。

(議長)

「あい」の方がよい気がします。いかがでしょうか。

(事務局)

「地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち」に訂正させていただきます。

(委員)

懸念はわからない。どうなんでしょうか。別にいいのかもしれませんが。

(議長)

懸念。難しいですね。

(事務局)

懸念という言葉を使う必要はないのではないのでしょうか。「気になる子が増加傾向にある中」ではどうでしょうか。親育ちの視点についてもおっしゃる通りだと思います。どこかに溶け込ますような書き方で書きたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。特にご意見がなければ、ニーズ量に基づく「量の見込み・確保方策」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

先ほど冒頭で申し上げた通り、素案を持ち帰っていただくなり、次に更新をしながらやっていきますので、またお気づきの点がございましたら、随時会議の時に、あるいは事前でも構いませんのでご意見を頂ければと思います。

資料2(ニーズ量に基づく「量の見込み・確保方策」:幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制)について説明。

訂正させていただきます。片山津中学校区は1号認定の確保人数が0になっていますが、5を入れさせていただきます。

(議長)

ありがとうございます。細かいですがよろしいでしょうか。事務局から説明が終わりましたが、先ほど説明しました資料1と関連しますニーズ量の見込み・確保方策のうち、30、31ページの幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制について、ご意見やご質問は特にございませんでしょうか。ご意見がなければ、引き続き事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2(ニーズ量に基づく「量の見込み・確保方策」:地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制)について説明。

(議長)

ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、32ページから45ページですね。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。

(委員)

32ページの時間外保育事業(延長保育)と33ページの一時預かり事業、この部分の定義がわかりづらいかなと思います。果たして、この数字が正しいのかどうかもわかりませんが、33ページの⑤一時預かり事業で、幼稚園の場合、ニーズ量には14,109という数字がマックスであって、5年目になっても12,605になっています。この数字はどこから導き出されるのか教えていただきたい。

(事務局)

一番最初に報告書をお渡ししたと思うのですが、そのニーズ量の調査の中で推計値として出した数値でございまして、国の手引きを基に算出しました。

(委員)

その辺の数値の出し方というのが1つと、計画書を作った時に一時預かりとは何ぞや、延長保育や時間外保育が何ぞやというところが、非常に見えにくい。例えば、一時預かり事業なんて極端な言い方をしますと、イメージでは、親御さんが病気などで一時的に預かってもらうのが一時預かり。どちらかというと幼稚園が一時預かりを受けるとするのは、基本的にはないような気がするんです。ですから、この14,000というニーズがどこから出てきたんだろうかと思うんです。保育園とかで親御さんが病気だとか、どこか行かなければいけないとかであればある程度のニーズがあると思うんです。それが2,600で、14,000をそれで考えても、ちょっと理解がしにくい。一時預かりや時間外、延長保育などの定義をこれだけの文章では一般の方は理解できないと思います。

(事務局)

今のご質問ですが、時間外保育事業というのは保育園の保育時間外、先ほど言いましたけれども、18時以降の時間外保育のことです。一時預かり事業ですが、保育園に関しましては、山本委員がおっしゃった通り、保護者の方が都合があった時に一時的に保育園で預かってくださいという事業です。幼稚園に関しましては、私も県の方に確認したんですが、一時預かりという名前に入っていますが、これは延長保育ということになっております。この書き方がわかりにくいのですが、そういうことをご理解ください。

(委員)

一般的にはちょっと、計画書としては非常にわかりづらい気がします。

(事務局)

今の保育につきましては、各種の事業ともわかりやすく用語の意味などの注釈を入れて、直してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(議長)

事務局の説明に基づく、資料1保育園、幼稚園、認定こども園の利用定員の設定につきましては、子ども・子育て支援法第31条の規定によりまして、当会議の意見を聞くこと、また、資料2に基づく、幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制等、地域子育て支援事業の量の見込みと提供体制等につきましては、子ども・子育て支援法第61条の規定により、子ども・子育て支援事業計画の中で定めることとなっているとのことであります。

そこでお諮りをいたします。本件につきましては、説明のありました事務局案とすることでご異議はございませんでしょうか。

(委員から「異議なし」の声多数)

では、ご異議がないものと認めます。ほかにご意見がなければ、議題3今後のスケジュールについての説明を事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

すみません。ちょっと、不手際で申し訳ございません。議題3に行く前に、資料2の46ページ、47ページというのがございます。説明をさせていただきます。配布資料として不足しておりました資料2の表タイトル、もくじを皆様方にお分けをさせていただきましたので、それを付けていただければと思います。申し訳ございませんでした。

資料2(ワーク・ライフ・バランス)に基づき説明。

ワーク・ライフ・バランスは、計画書には任意の記載事項となっておりますが、大切なことなので記載いたします。今後、県外の動向等を見ながら、肉付けを行ってまいりたいと思っております。

資料2(計画の推進)に基づき説明。

続きまして、資料3ということで、今後のスケジュールについて申し上げたいと思います。

資料3(今後のスケジュールについて)に基づき説明。

よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。以上で、資料3につきまして説明を終わらせていただきます。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見やご質問等はございますか。

(委員)

日程について、9月議会とか12月議会にはどういった形で絡んでくるのでしょうか。

(事務局)

議会の関係でございますけれども、前回のこの会議でお示いたしました条例関係、9月議会で保育園関係の条例を3本、提案条例としています。まだしていないのは、放課後児童クラブの条例です。12月議会で提案条例とします。計画に関しては、年明けに答申、パブリックコメントを頂いた上で確定ということになります。確定する時点で、議会にもお示しするということとなります。3月議会になるかなと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。ほかに何か質問はございますでしょうか。それでは、本日の議題につきましてすべて終了しました。委員の皆様には長時間にわたってご審議していただきまして、ありがとうございました。次回の会議日程ですが、いかがでしょうか。おおむね1カ月後でいいますと、9月24日以降となりますが、水曜日に今までずっとしてきたんですけど、9月24日ということで皆さんご都合いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次回は9月24日水曜日の同じ時間です。皆様、ご出席のほどよろしく願いいたします。これで、本日の子ども分科会を終了いたします。ありがとうございました。